

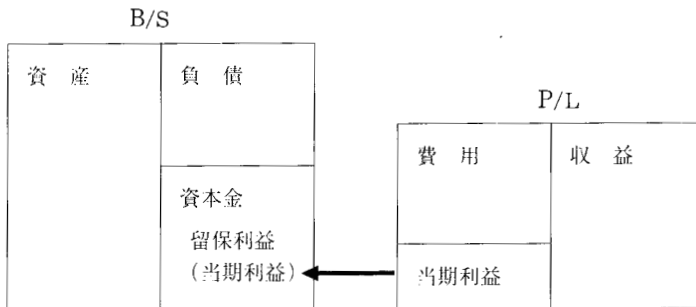
論 説

歴史的パースペクティブにおける包括利益計算書

村 瀬 儀 祐

1. 貸借対照表と損益計算書の連携と近代会計モデル

貸借対照表と損益計算書は、期間の利益を媒介にして連携する構造をとっている。貸借対照表と損益計算書の連携を前提とすれば、期末持分簿価は、期首持分簿価に利益を加えたものとなる。この構造においては、貸借対照表における持分の期間中の増加（減少）は、株主との取引（投資と配当）から生まれる変動を除けば、損益計算書における利益（損失）と等額になる。資本取引を除いた持分簿価の変動額は、利益と等しくなる。損益は、すべて損益計算書を経由して算定され、それ以外に損益は計算されない。



この貸借対照表と損益計算書の連携は、近代会計モデルにおいて矛盾なく適合する。

ペイトンとリトルトン (W. A. Paton and A. C. Littleton) によって示さ

れた近代会計モデルは、次の二つの理論要素から構成されている。¹

- (1) 会計は取引価格から生じた価格総計に基づいて計算すべきである。
- (2) 利益は実現時に認識した収益に対して発生した費用を対応させて測定する。

近代会計モデルは、会計記録の対象を取引価格（交換の対価または価格総計）におき、資産も負債も資本金も収益も取引過程から生まれる価格総計によって記録する。取得した原価（価格総計）は、製品ごと、また期間ごとに、あたかも凝着力をもつかのように再集計・再分類され、最終的に収益に対応される。利益は、実現した収益に発生した費用（再分類された価格総計）を対応させて算定する。近代会計モデルは、(1) 原価ベースの測定と (2) 実現と対応の概念を根幹としている。

この会計モデルにおいては、資産は取得後、再評価されることなく、未実現の利益が計上される余地はない。利益は、すべて損益計算書において収益と費用との差額として算定され、損益計算書を経由せずして算定される事項は想定されていない。貸借対照表に計上される剰余金は、すべて損益計算書において確定されたものであり、その他の不純な要素は入り込まない。すなわち「クリーン・サープラス (clean surplus)」が成立する。近代会計モデルにおいては、貸借対照表と損益計算書との連携は、自明の前提となっている。

近代会計モデルにおける貸借対照表と損益計算書の連携と「クリーン・サープラス」の前提は、近代会計成立前（1920年代と30年代初頭）のアメリカにおける会計実務の反省のもとに生まれた。近代会計成立前のアメリカ会計においては、資産の評価上げと評価下げが大規模に行われ、評価損益の計上が損益計算書を経由せず、直接、持分項目の修正によって行われていた。持分項目における剰余金は、損益計算書を経由せずして計上された多様な損益が計上されていた。貸借対照表の持分項目の剰余金には多様な損益が計上され、「ゴミだめ (junking group)」とも揶揄される状態となっていた。すなわち「ダーティー・サープラス (dirty surplus)」実務が普及していた。

1 Paton, W.A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940.

2. 近代会計成前の「ダーティー・サープラス」

1920年代から30年代初頭のアメリカにおける「ダーティー・サープラス」の概容を見よう。アメリカにおいては、1920年代から30年代にかけて資産の評価上げと評価下げが大規模に行われた。これら固定資産の評価上げと評価下げによる評価損益は、損益計算書を経由することなく、貸借対照表の剰余金勘定へ

第1表 資産の再評価

(ニューヨーク証券取引所上場企業の110社の無作為抽出による)

(単位; 1,000ドル)

	1925	1926	1927	1928	1929	1925~ 1929	1930~ 1934
プラント資産							
評価上げ額	13,625	35,332	75,673	11,282	6,785	142,697	37,774
評価上げ企業数	4	7	8	5	7	21	14
評価下げ額	(5,760)	(10,047)	(55,041)	(64,496)	(91,595)	(226,939)	(374,045)
評価下げ企業数	3	4	6	8	6	20	47
投資有価証券							
評価上げ額	2,526	32,592	7,718	0	14,344	57,180	6,883
評価上げ企業数	1	2	3	-	1	6	7
評価下げ額	(412)	(100)	(100)	(2,598)	(8,410)	(11,620)	(119,289)
評価下げ企業数	1	1	1	3	4	5	29
無形資産							
評価上げ額	7	0	8,750	2,100	566	11,423	239
評価上げ企業数	1	-	1	1	1	3	1
評価下げ額	(16,407)	(12,654)	(9,545)	(42,972)	(14,372)	(95,950)	(95,871)
評価下げ企業数	4	5	6	5	6	14	26
再評価全資産							
評価上げ額	16,158	67,924	92,141	13,382	21,695	211,300	44,898
評価上げ企業数	6	9	11	6	9	23	20
評価下げ額	(22,579)	(22,801)	(64,686)	(110,066)	(114,377)	(334,509)	(589,205)
評価下げ企業数	7	9	10	14	12	30	66

出所) Jack E. Kiger and Jan R. Williams "An Emerging Concept of Income Presentation", *The Accounting Historians Journal*, Fall 1977, p. 6.

の貸記もしくは相殺によって行われた。この時代においては、剰余金は、資本剰余金と利益剰余金と源泉別に分離して表示されることなく「一般剰余金 (general surplus)」として、一括表示される事例が大半を占めており、固定資産の評価上げと評価下げは、「一般剰余金」への貸記もしくは相殺によって行われることが多かった。(第1表, 第2表参照)

第2表 資産の評価上げの貸方記入勘定

勘定名	1925	1926	1927	1928	1929	1925～ 1929	1930～ 1934
利益剰余金 (企業数)	0 -	574 (1)	12,336 (3)	4,634 (2)	2,323 (2)	19,867 (5)	25,036 (3)
資本剰余金 (企業数)	2,526 (1)	0 -	13,949 (3)	2,100 (1)	0 -	18,575 (4)	4,764 (2)
評価剰余金 (企業数)	0 -	4,500 (1)	0 -	0 -	0 -	4,500 (1)	0 -
剰余金一般 (企業数)	11,334 (3)	61,942 (6)	64,408 (4)	3,465 (2)	17,064 (3)	158,213 (14)	9,760 (10)
準備金 (企業数)	93 (1)	908 (1)	0 -	0 -	0 -	1,001 (1)	285 (2)
株式資本金 (企業数)	2,205 (1)	0 -	0 -	0 -	543 (1)	2,748 (2)	0 -
他の資産 (企業数)	0 -	0 -	1,448 (1)	3,183 (1)	1,765 (3)	6,396 (5)	4,230 (3)
利益 (企業数)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	821 (2)
合計 (企業数)	16,158 (6)	67,924 (9)	92,141 (11)	13,382 (6)	21,695 (9)	211,300 (29)	44,896 (20)

出所) Jack E. Kiger and Jan R. Williams "An Emerging Concept of Income Presentation", *The Accounting Historians Journal*, Fall 1977, p.10.

第3表 資産の評価下げの借方記入勘定

勘定名	1925	1926	1927	1928	1929	1925～ 1929	1930～ 1934
利益剰余金 (企業数)	6,095 (2)	12,000 (4)	7,658 (4)	6,379 (3)	8,451 (2)	40,583 (6)	101,119 (18)
資本剰余金 (企業数)	0 -	4,966 (1)	0 -	0 -	3,050 (2)	8,016 (3)	171,747 (20)
評価剰余金 (企業数)	0 -	0 -	0 -	17,458 (1)	0 -	17,458 (1)	2,338 (1)
剰余金一般 (企業数)	5,236 (2)	735 (3)	7,454 (5)	81,953 (11)	96,721 (6)	192,099 (18)	262,211 (41)
準備金 (企業数)	524 (1)	0 -	21 (1)	993 (2)	79 (1)	1,617 (4)	11,432 (9)
株式資本金 (企業数)	9,612 (2)	5,000 (1)	3,200 (1)	0 -	4,308 (1)	22,120 (4)	19,418 (3)
他の資産 (企業数)	0 -	0 -	1,448 (1)	3,183 (1)	1,765 (3)	6,396 (5)	4,230 (2)
利益 (企業数)	4,230 (2)	100 (1)	44,905 (2)	100 (1)	3 (1)	46,220 (3)	16,710 (10)
合計 (企業数)	22,579 (7)	22,801 (9)	64,686 (10)	110,066 (14)	114,377 (12)	334,509 (30)	589,205 (66)

出所) Jack E. Kiger and Jan R. Williams "An Emerging Concept of Income Presentation", *The Accounting Historians Journal*, Fall 1977, p.11.

3. 包括主義と当期業績主義

1936年に証券取引委員会 (SEC) が創設され、さらに取得原価主義、実現と対応の会計基準が設定されるようになると、固定資産の評価上げと評価下げの会計実務は、激しく批判され、廃棄された。取得原価主義会計のもとでは、資産の再評価そのものは原則として排除される。「資本と利益の区分」の原則のもとでは、資本取引から生まれたものと損益取引から生まれたものとが厳格に区別され、期間の純利益は損益計算書において確定されたものに限定され、利

余金は「クリーン」なものとなる。しかし近代会計モデルの成立によって、「クリーン・サープラス」が堅固なものになったかといえば、そうではなかった。

特別損益の損益計算書の表示をめぐる、二つの考え方—包括主義 (all-inclusive approach) と当期業績主義 (current operating performance concept) —の間での対立が深まり、現実の損益計算書の表示は、決して「クリーン」と言えるものでなかった。包括主義と当期業績主義は、特別損益の処理をめぐる対立する。包括主義のもとでは、配当と資本取引によるもの以外の、純利益に影響を及ぼすすべての項目 (特別損益を含めて) を損益計算書に計上しようとする。これに対して当期業績主義は、損益計算書に計上できるものは、企業の期間の営業活動に関わるものであり、当期の企業成績に関係しない特別損益は、純利益から排除される。包括主義と当期業績主義について、会計手続委員会 (The Committee on Accounting Procedures : CAP) による会計研究広報 (Accounting Research Bulletin : ARB) 第43号 (1953年) は、以下のように述べている。

「その年度の利益についての最も有用な概念とは何かという問題については、意見が激しく対立している。一方では、純利益は、配当分配と資本取引を除いて、期間の資本の純増に影響を生み出すすべての項目を含めて決定されるという、資本主権 (proprietary concept) の考えに準じて規定される。純利益の幅広い概念についての表示フォーマットは、包括主義の損益計算書とされている。他方、これとは違って、営業成績と期間に対する利益の関係に力点をおき、経営とその期間に関係しないところの、もし純利益に含めるならば間違った理解を生み出し、純利益の意味を損なってしまうような重要な特別項目を、純利益の決定から排除しようとする考えがある。この考えのもとで作成される損益計算書は、損益計算書がカバーする期間の営業状況のもとで会社が何を稼得したかについて関心をもつ利害関係者を援助することが主たる目的である、ということによって当期業績主義と呼ばれている。」²

2 Committee on Accounting Procedure, Accounting Research Bulletin No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, June, 1953, Chapter 8, para. 6.

会計手続委員会（CAP）が公表した会計基準は、当初、包括主義の立場を明確に表明していた。すなわち1941年の会計研究広報（ARB）第8号は、「資本取引から直接生じたもの以外の、すべての企業の原価、費用、損失は、利益に賦課すべきである」として、包括主義の立場を表明している。しかし会計実務においては、損益計算に計上されることなく留保利益（利益剰余金）に直接組み入れる会計実務も採用され、会計研究広報（ARB）自体も、企業の通常の営業活動に関係しないとすむいくつかの項目を純利益の算定から排除する会計処理を会計基準として表明した（ARB No.23, 28, 31, 32, 35, 41）。1947年のARB第32号は、「期間中のすべての利益と損失は純利益に反映するのが望ましい」として包括主義の建前を守りながらも例外を認め、「期間の通常のもしくは典型的な企業経営にそぐわず、そこから生じたものでないもの」について、特定の事項を列挙して、純利益から排除することを認めた。とりわけ1948年のARB第35号は、当期業績主義に強く傾斜した基準を表明して、特別損失を純利益計算より排除する会計処理を勧告している。「1948年から1951年にかけて、明らかに利益決定に対する当期業績主義のアプローチがアメリカ公認会計士協会（AICPA）による支持を受ける時代となっていた」³。

証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）は、1950年にRegulation S-Xを改訂し、Rule 5-03において損益計算書に含めるものについての指針を以下のように示している。

「(a) 期間中に認識された利益と損失のすべての項目が含まれるべきである。(b) 純利益に算入される項目のみを含める。」

このようにSECは、包括主義を強調しているが、その後AICPAとの議論を経て妥協し、1950年にRule5-03の末尾に以下の注記事項と付け加えた。

「17. 特別項目—Rule 5-03(a)に準拠するものを含めて、損益計算書に認識された利益と損失の各項目と区分して記すこと。18. 純利益もしくは純損失、そして特別項目」

3 Jack E. Kiger and Jan R. Williams “An Emerging Concept of Income Presentation”, *The Accounting Historians Journal*, Fall 1977, p.67

このようにSECは、包括主義の原則を採用しながら、一部、妥協して、純利益に算入されない「特別項目」を認めている。しかしこれらの「特別項目」が、損益計算書を経由せず直接、剰余金に組み入れる実務については、以下のSECチーフ・アカウント部局のメモランダムにあるような警告を發していた。

「損益計算書についての『包括主義』対『当期業績主義』

これは会計の古典的な論争の一つである。期間の営業成績に関係しない項目を排除するよう勧める会計士もいるが、SECは、期間中認識されたすべての利益と損失は、損益計算書に含めるべきとの見方を支持してきた。前者の考え（いわゆる当期業績主義）は、当期の経営に関係しないと見なされる金額において重要な項目を剰余金に対して直接に借記、貸記するのを認めるのに対して、後者の考えは、『クリーン・サープラス』理論とされている。問題は、1950年のRegulation S-Xの改訂により、『純利益、純損失』の項目後、損益計算書に『特別項目』の条項を挿入することで妥協するようになると、クライマックスに達した。株主への報告書において、そのような項目を、『当期業績主義』理論に準拠して利益剰余金に直接、借記、貸記して示すことが顕著になった。AICPAは、両方の理論とも認め、会計士は、双方の会計表示とも一般に認められた会計原則に一致していると監査証明を行っている。このことは、SECへ登録が求められている財務諸表問題の解決になるかもしれないが、株主への報告をつぶさに検討すると、損益計算書には好ましい項目を報告し、好ましくない項目については十分なコメントをつけることなく、直接、利益剰余金にチャージする会社が数多くある。これとは逆になるようなことがないために、この実務に、SECは注意を払うようになっている。すべての財務諸表を検討した結果、この事項は会計プロフェッションとSECによって再検討されるのが適切である。』⁴ このような状況から1966年会計原則審議会（Accounting Principle Board: APB）がオピニオン9号を公表するまで、損益計算書は、包括主義と

4 Testimony before Subcommittee on Commerce and Finance, (Excerpts from Leopold A. Bernstein, *Accounting for Extraordinary Gains and Losses*, 1967, pp.29-30.)

当期業績主義が混在した「多元的な利益表示 (multiplicity of income presentations)」の会計実務が普及した。特別損益は、損益計算書に計上する企業と留保利益に計上するものが混在し、その状態は、第4表からも知ることが出来る。また損益計算書内での特別事項項目の表示方法も多様であった(第5表参照)。

第4表 特別事項項目の計上場所

年 度	会社数	公表された 特別事項項目	特別事項項目が計上された場所	
			損益計算書 (%)	留保利益 (%)
1953	345	391	81	20
1954	315	324	79	21
1955	327	398	77	23
1956	240	289	88	12
1957	184	257	88	12
1958	232	322	86	14
1959	213	280	88	12
1960	230	324	81	19
1961	222	312	79	21
1962	234	369	74	26
1963	203	264	76	24
1964	187	252	76	24
1965	174	260	78	22
1966	119	162	70	30

出所) Jack E. Kiger and Jan R. Williams "An Emerging Concept of Income Presentation", *The Accounting Historians Journal*, fall 1977, p.70. p.71.

第5表 包括主義と当期業績主義の混在状況 1960~1965

	特別項目の表示割合
包括主義:	
損益計算書表示—その他の損益と費用項目にて表示	36%
損益計算書表示—脚注もしくはその他の記述表示	10
損益計算書表示—「純利益」前の独立項目にて表示	19
	<hr/> 65
当期業績主義:	
損益計算書表示—「純利益」計上後の独立項目にて表示	12
留保利益計算書における表示	23
	<hr/> 35
	<hr/> 100%

バーンシュタイン (Leopold A. Bernstein) は、1963年度 (1962年度も含む) の財務諸表から、特別事項とされる項目が、どこに表示されたか調査している (第6表参照)。そこでは、324件のうち何らかの形で純利益計算に組み入れられたのは34パーセントであり、他の66パーセントは純利益計算から排除された (純利益計算に組み入れられたかどうか不明の4パーセントも含めて)。損益計算書を經由せず直接、貸借対照表持分項目の留保利益に組み入れられたのは、23パーセントとなっている。これらの項目のうち、損益計算書において純利益算出後に費用計上 (借記) されたものと収益計上 (貸記) されたもの、貸借対照表持分項目の留保利益を減額 (借記) させたものと増加 (貸記) させたものを調査すると、損益計算書においては純利益の増額となる貸記が多く、貸借対照表においては留保利益の減額となる借記が多いことが分かる。すなわち企業にとって純利益の増額となる特別事項は損益計算書に、純利益の減額となるような特別事項は純利益計算から排除しようとする傾向が見られる。

第6表 特別事項項目の表示方法、1963年、247社調査

特 別 事 項 項 目	表示件数	%
純利益算定に組み入れ	30	9
純利益計上前の特別項目にて表示	80	25
純利益計上後の特別項目	117	36
留保利益への組み入れ	73	23
「純利益」に組み入れたのかどうか明確な表示なし	14	4
過年度利益の修正、留保利益の期首残高に組み入れ	6	3
留保利益の期首残高の修正	2	
損益計算書に金額が残らないように特別事項と相殺する	2	
合 計	324	100

出所) Leopold A. Bernstein, *Accounting for Extraordinary Gains and losses*, 1967, p.107.

第7表 特別事項項目の借記と貸記の場所

表示カテゴリー	総数	借記	貸記
純利益計上後の特別項目	117	41	76
%	100	35	65
保留利益への組み入れ	73	46	17
%	100	77	23

出所) Leopold A. Bernstein, *ibid.* p.108.

1966年に APB オピニオン第9号が公表されると、「純利益は、過年度の修正項目を除き期間中に認識された利益と損失のすべての項目を反映すべきである」⁵として、包括主義の立場が明確に打ち出された。特に、特別事項についての会計表示について勧告を行っている。APB オピニオン第9号は、特別事項について、「企業の通常の営業過程を評価するにあたって、頻繁に生起しなく継続的な要素と考えられない重要な効果をもった事象と取引」⁶と規定している。そして特別事項については、純利益の計上前に含められ、独立の区分表示をするよう勧告した。この会計基準によって、少なくとも特別損益は損益計算書を経由せず直接、貸借対照表状の持分項目、利益剰余金に借記、貸記されるようなことはなくなった。問題は、何を「特別項目」とするか、ということである。

1973年に公表された APB オピニオン第30号は、特別事項について先の APB オピニオンの規定をより洗練化させ、特別事項は2つの要件—「非通常性 (unusual nature)」と「非継続性 (infrequency of occurrence)」を満たさなければならないとした。オピニオン第30号は、「非通常性」と「非継続性」について以下のように規定している。

「非通常性 (unusual nature) ; 基礎的な事象もしくは取引が高い程度の異常性を有し、企業の経営環境からして、企業実体の通常の典型的な活動と明らかに関係せず明確な関連性を持たず、希にしか関係しないタイプのもの。」

「非継続性 (infrequency of occurrence) ; 基礎的な事象もしくは取引が、

5 APB Opinion No. 9, 1966, para. 3.

6 *Ibid.* para.21.

企業の経営環境からして、近い将来において生起すると合理的に予測できないタイプのもの。」

APBは、特別損益に計上できる項目を極力制限しようとし、特別項目として計上できるのは、「非通常性」と「非継続性」の二つの要件を同時に満たす場合のみであり、いずれかの要件の1つだけを満たす場合には特別項目に計上できないとした。すなわち、

「性質において非通常のもしくは非継続的いずれかによって生起する重要な事象もしくは取引は、特別項目としての分類の両方の規準を満たさないから、継続営業からの利益（income from continuing operations）に計上され、独立の構成項目として報告されない。」（APB Opinion No.30）

包括主義を原則とするAPBオピニオンにおいては、損益はほとんど損益計算書を経由して計上されることになった。特別損失の計上は、きわめて厳しく限定され、「非通常性」と「非継続性」の両方の要件を満たさない損益は、営業利益に含めるよう要請された。

1980年代になると固定資産の評価下げの実務が普及する。事業の再構成（restructuring）を理由に、資産の評価下げが行われたが、この場合の評価損は、「非通常性」と「非継続性」の双方の要件を満たさない、ということで特別事項とはされなかった。1980年代初頭に実施された資産評価下げ実務を見よう。

第8表からも明らかなように、アメリカの企業は、5年間で総額500億ドルの固定資産の評価下げを行っている。本表は、裁量的評価下げの企業77社中67社をサンプル（1981年から1987年の7年間）にしたものである。（製造業62.69%、採掘業13.43%、運輸・公益業8.96%、卸・小売業7.46%、その他7.46%）

問題は、資産の評価下げ損失の計上場所である。評価損は、損益計算書において、68%が「継続営業利益」計上後「純利益」計上前の間の独立項目として表示している。売上原価に計上したものは13%、減価償却費に含めたものは15%となっている。1980年代の固定資産の評価下げによる損失は、損益計算書に計上され、しかも特別損失とすることなく、純利益計算に含めている。しかし「営業利益（operating profit）」に算入することなく、営業利益計上後の独立

第8表 資産評価下げ会社（77社）

	評価下げの割合（％）		
	評価下げ額（1,000円）	対総資産	対売上高
平均	\$ 32,433	4.05%	13.15%
レンジ；			
高い	1,099,000	63.63%	654.13%
メディアン	5,500	1.46%	1.56%
低い	33	0.01%	0.01%

(Linda J. Zucca and David R. Campbell, a Closer Look at Discretionary Write downs of Impaired Assets, *Accounting Horizons*, September 1992), p.34.

第9表 現代の損益計算書モデル

売上 (Sales)
<u>売上原価 (Cost of goods sold)</u>
総利益 (Gross profit)
販売費、一般管理費 (Selling, general, and administrative)
<u>特別チャージ・リストラ損失を含む (Special or unusual changes - including restructuring charges)</u>
営業利益 (Operating income)
<u>金融損益 (Financing and other costs)</u>
税引前継続営業利益 (Pretax income from continuing operations)
<u>継続営業利益に対する所得税 (Income tax on continuing operations)</u>
継続営業利益 (Income from continuing operations)
非継続事業利益 (資産処分損益など), 純税額 (Discontinued operations, net of tax)
<u>特別事項項目, 純税額 (Extraordinary items, net of tax)</u>
<u>会計変更による累積効果, 純税額 (Cumulative effects of accounting changes, net of tax)</u>
純利益 (Net income)

項目として表示する企業が多い。この会計表示は、特別損失に計上出来ない固定資産の評価下げ損失を、営業利益計算に含めず、臨時性の高い項目として印象づけるために、営業利益計上後、純利益計上前の中間における独立項目として際ださせる意図が見て取れる。

今日の会計基準は、特に損益計算書のフォーマットを規定していないが、一般に第9表で示した損益計算書が表示されている。

4. FASB の会計基準設定のもとでの利益縮小化実務の拡大

1973年に財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）が成立すると、近代会計モデルは大きく変化する。現代会計のモデルは、会計情報の意思決定有用性を強調し、「目的適合性」、「信頼性」の会計情報の質的特性のもとに、「経済的資源とかかる資源に対する請求権及びその変動」を測定表示することを唱えた。この現代会計モデルにおいては、資産は、「発生の可能性の高い将来の見積もり経済便益」であり、負債はその「犠牲」であるとしました。現代会計モデルは、資産と負債の直接的な測定と評価を唱える点で、「原価ベースの測定」と「実現と対応」を根幹とする近代会計モデルと大きく異なっている。

現代会計モデルのもとで、展開した会計基準は、その多くが、資産を減少せしめ、負債を拡大せしめる、すなわち会計上の利益をこれまでになく縮小させるものであった。

資産の減少を生み出す代表的な会計基準は以下の通りである。

1974年の会計基準ステイメント（Statement of Financial Accounting Standards, 以下単にSFASとする）第2号、「試験開発費の会計（Accounting for Research and Development Costs）では、従来、資産表示されていた試験研究費を、支出時点で一括、費用処理することにした。

1976年のSFAS第13号、「リース会計（Accounting for leases）は、資本リースと営業リースの区分規準を示した。資本リースした場合、営業リースによる場合よりも、減価償却費と支払利息の計上によってリース期間の初期に費用計上を拡大できるものであった。

1993年のSFAS 114号、「信用減損に関する債権者の会計（Accounting by Creditors for Impairment of loan）」は、売掛債権と貸付金について、回収不能がプロバブルになった金額を減損額として費用処理する基準を表明した。

1995年の「長期命数資産の減損の会計（Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of）」は、長

期命数資産と暖簾について、資産簿価への回復不能性がプロバブルになった時点で計上し、その損失額は、特別事項でなく継続的営業利益の計上を含めることとした。

負債の拡大計上を生み出す代表的な会計基準は以下の通りである。

1975年のSFAS第5号、「偶発損失会計（Accounting for Contingencies）」は、偶発事象のうち、将来に発生の可能性の高い（probable）事象のうち、損失のみを期間の営業費用として費用化する基準を設定した。

1980年のSFAS第43号、「有給休暇の会計（Accounting for Compensated Absences）」は、有給休暇の支払の義務がプロバブルになった段階で、負債と費用に計上することを勧告している。

1985年のSFAS第87号、「年金についての雇用者の会計（Employer's Accounting for Pension Plans）」は、将来支払われる年金を予測して、期間に計上される年金債務と年金費用についての計上基準を設定した。将来の予測如何によって大きく年金費用額を拡大計上できる基準を設定した。

1992年のSFAS第114号、「年金以外の退職者給付を支給する雇用者の会計（Employer's Accounting for Postretirement Benefits Other Than Pension）」は、先の年金会計と同じように、従業員の退職後の医療給付額を予測して、期間の負債額と費用額を計上する会計基準を設定した。

2001年SFAS第144号、「資産廃棄義務の会計（Accounting for Asset Retirement Obligations）」は、固定資産について将来可能性の高い除却に関わる支出を事前に負債と資産に計上し、後に費用化する会計基準を設定した。将来のリストラクチャリングに係わる支出予測額を負債と資産に計上して、そして早期に費用化する方式を勧告した。

このようにFASB創設後、会計利益の縮小化を生み出す会計基準が多く設定された。会計実務においても、特に利益の縮小計上を生み出す会計実務が普及した。FASB自体は、保守主義の会計処理については批判的であるが、現実に進行する会計実務は保守主義的なものであった。ホルトハウゼンとワッツ（Robert W. Holthausen and Ross L. Watts）は、この点を指摘して以下のよう

「利益と損失に異なった基準を適用する保守主義概念に対する FASB による非難にもかかわらず、合衆国の上場会社の利益における保守主義は、FASB のもとで大きく増大したという証拠がある」⁷。「保守主義のほとんどは FASB の創立後に生じている」⁸。

5. 「ダーティ・サープラス」の新たな展開

会計基準と会計実務が利益縮小化の傾向を示している段階では、計上される費用はすべて損益計算書に含められ、損益計算書を経由して直接、持分項目の留保利益勘定に計上されることはない。この限りで「クリーン・サープラス」は、守られている。しかし FASB による会計基準は、資産と負債の直接評価のモデルを設定している。このモデルのもとで、費用の拡大（資産の縮小、負債の拡大）の効果を持った会計基準のみが成立するとは限らない。現代会計モデルからして収益もしくは利益の拡大（資産の拡大化、負債の縮小化）を生み出す会計基準が生まれる可能性がある。事実、外貨換算会計と有価証券の会計、デリバティブの会計において、利益の拡大を生み出す会計基準が生まれた。このような利益拡大化の会計基準成立は、同時に包括利益計算書の形成と軌を一にしている。包括利益計算書は、費用拡大に対処するために生まれたのではなく、利益拡大に対処するために生まれたのである。

利益の拡大計上をもたらす代表的な会計基準は以下のものがある。

1981年の「外貨換算 (Foreign Currency Translation)」は、在外事業体の使用する通貨が機能通貨か否かの規準をたて、機能通貨である場合には換算差額を持分の修正項目とした。

1992年の SFAS 第115号、「負債証券と持分証券への特定の投資に関する会計 (Accounting for Certain Investments in Debt and Equities Securities)」では、有価証券を「満期保有」、[売買]、「売却可能」の категория に分類し、

7 Holthausen, Robert W., and Ross L. Watts. The Relevance of the Value-relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting, *Journal of Accounting and Economics* 31 (2001) p.41.

8 Ibid. p.41.

「満期保有」には償却原価、「売買」と「売却可能」については公正価値にて評価し、未実現利益は「売買」については当期純利益に、「売却可能」については持分項目に計上することとした。

1998年のSFAS第113号、「デリバティブとヘッジの会計 (Accounting for Derivative Instrument and Hedging Activities)」は、すべてのデリバティブを値洗い (marked to market) にて評価することを求め、デリバティブがヘッジに供される場合、ヘッジ指定を「公正価値ヘッジ (fair value hedge)」と「キャッシュ・フロー・ヘッジ (cash-flow hedge)」の分類のもとに、「公正価値ヘッジ」については未実現利益を純利益に算入し、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」については純利益とせず「その他の包括利益」に組み入れる措置をとった。

これらの会計基準が成立すると、損益計算書を經由せず直接、持分勘定に組み入れられる利益項目が増大した⁹。すなわち「持分は、明確な定義されない増大しつつある重要情報のゴミ箱 (dumpster) となろうとした」¹⁰。「ダーティ・サープラス」の普及が一般的になったのである。このように利益を拡大させる会計基準の形成と「ダーティ・サープラス」の一般化の過程が進むなかで、包括利益計算書が必要とされたのである。

6. 包括利益概念の成立

ASBは、1996年6月20日SFAS第130号「包括利益の報告 (Reporting Comprehensive Income)」を公表した。本公開草案では包括利益とその構成要素の報告を「一般目的財務諸表一式 (full set of general-purpose financial state-

9 その他、損益計算書を經由せずに直接、持分項目に算入される項目に以下のものがある。

- a. 外国事業体への純投資額の経済的ヘッジとされ、またそのような効力をもつ外国通貨取引に関する利得と損失。
- b. 連結会計もしくは合併会計、持分法の適用会社において長期投資の性格を有する会社間の外国通貨取引に関する利得と損失。
- c. 認識されていない過去勤務原価を上回る追加年金負債の超過額。

10 Beresford, Dennis R., l. Todd Johnson and Cheryl l. Is a Second Income Statement Needed? *Journal of Accountancy*, April 1996, p.70.

ments)」の一つにすることを勧告している。

FASBの財務会計概念ステイトメントは、包括利益を以下のように規定している。

「包括的利益は、出資者以外の源泉から生じる取引その他の事象および環境要因による一期間における営利企業の持分の変動である。それは出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」

FASBの会計基準では、包括利益計算書を損益計算書に附属させても、持分変動計算書に附属させても、また独立のステイトメントで表示してもよいとした。包括利益計算計算の雛形においては、包括利益は、「純利益 (net income)」と「その他の包括利益 (other comprehensive income)」に分けて表示する。貸借対照表では「その他の包括利益の累積残高」が、「留保利益 (retained earning)」からも、また持分セクションの「追加払込資本 (additional paidin capital)」からも分離して表示される。

このような包括利益計算書が必要とされるのには、二つの理由がある。

一つには、FASBが提唱するところの、投資家の意思決定目的に適合する情報を提供することが会計の主要目的とすれば、その目的に適合するには、直接、損益計算書を経由しない持分修正項目が存在してはならない。期首の資本額と、配当支払いと資本取引を除く資本の変動額は明確に表示されなければならない。すなわち「クリーン・サープラス」の保証が前提となる。しかしながら他方では、財務諸表は、税や公益企業料金設定の資料となり、投資家の意思決定目的とは別の財務諸表の用途があり、ここではなるべく未実現利益のような不確定性の高い要素は排除されるべきである。純利益計算には、期間の営業成績に関わるものが計上され、出来るだけ不純な要素は排除されなければならない。これを突き詰めていけば「ダーティー・サープラス」となる。

一方では「クリーン・サープラス」を保証し、他方では「ダーティー・サープラス」の現実も受け入れなければならない。これらの互いに矛盾する要請を同時に解決するには、直接、持分に組み込まれるような利益の計上を廃し、しかもそれらの利益を損益計算書にも組み込ませないような措置を講じる必要が

ある。この矛盾解決の形態が包括利益計算書である。

7. 企業価値評価と包括利益

財務諸表表示における「クリーン・サープラス」は、投資家による投資意思決定と企業価値評価の論理において必要とされる。投資家による企業価値評価において「クリーン・サープラス」が何故必要となるか、この点について、最近、普及している「オルソン・モデル (Ohlson Model)」からも明らかである。

企業価値の評価について、今日、普及を見せているのは「オルソン・モデル」である。このモデルにおいては、企業価値評価を「残余価値 (residual earning)」概念を軸にして設定する。残余利益とは、「包括利益 (comprehensive income)」から「必要リターン (required return)」を控除したものである。必要リターンとは、「投資家がリスクと貨幣の時間価値を償うのに必要とするリターンのことであり」、「資本コスト」に相当するものであり、期首持分（普通株式持分）の簿価に対して必要リターン率 (required rate of return) を乗じて求められる。一般に必要リターン率は、資本資産評価モデル (capital assets pricing model) によって算定されたものが用いられている。したがって残余利益は、以下のように表される。

$$\text{残余利益} = \text{包括利益} - (\text{必要リターン率} \times \text{期首持分簿価})$$

残余利益は、企業によって獲得された必要リターンを上回る包括利益のことであり、企業活動において「付加された価値 (value added)」を示すものである。企業価値の評価は、この残余利益の将来の予測を基礎にして行われる。残余利益の予測から付加された価値を測定するモデルは、「残余利益モデル (residual earning model)」と呼ばれている。このモデルのもとで、企業価値は以下のように計算される。

$$\text{企業価値} = \text{投資簿価} + \text{予測残余利益の現在価値}$$

このような企業価値評価モデルにおいては、利益とは包括利益を意味し、持分簿価に損益を混入させるような「ダーティー・サープラス」は、廃さなければならぬ。「オルソン・モデル」にみられる企業価値評価においては、「クリーン・サープラス」が前提となる。包括利益計算書は、「クリーン・サープラス」の維持を保証するものとして制度上、位置付くことになる。

8. 包括利益計算書の必要性

企業の純利益情報は、法人税の確定や、料金設定、経営者報酬の確定に、直接的また間接的に関係する。この場合、「移ろい安い (voratility)」未実現利益の純収益の算入は、安定的な利益表示を好む経営者の意向に反することになるし、また税や料金、経営者報酬の算定にとって不都合を生み出すと言うことで、経営者の立場からすれば出来るだけ損益計算書から排除するのが望ましい。

包括利益計算書は、未実現利益を損益計算書に組み込ませないための手段となる。すなわち金融商品などの未実現利益を純利益計算に組み込ませると、期間の純利益は、「移ろい安さ」に支配される。このような「移ろい安さ」を純利益計算から排除することが、包括利益計算の目的でもある。この点を指摘して、スティクニーとウェル (Stickney and Roman L. Weil) は、以下のように述べている

「企業が資産と負債を市場価値にて評価上げ評価下げを行った時、相殺した借記 (損失) もしくは貸記 (利得) を如何に扱うかが問題となる。

FASBは、資産と負債の再評価からの未実現利得損失を利益 (earning) に含めることに消極的である。その理由は、未実現利得損失のボラティリティ (volatility) の処理にあると考えられる。例えば、市場性のある持分株式についてそのすべての未実現の利得損失を各期の利益計算に含めることは、含めない場合よりも (市場価格の変動に応じて) 報告利益の変動を生み出す。

多くの、おそらくほとんどの経営者は、変動する利益よりも安定した利益を報告するのを好む。他の条件が等しければ、利益の流利がより危険性の少ないものであればあるほど、すなわち報告利益のボラティリティが少なければ少な

いほど、株式の市場価格は、より高いものとなる。とりわけ金融機関は、純利益の変動を好まない。経営者はFASBに対して長期にわたってロビング活動を繰り返し、報告利益から純利益の変動要素を排除しようとしてきた。未実現の利得損失は、貸借対照表の株式持分において独立の項目を起こして表示するようになった。

FASBは、これらの価値変動が損益計算書に表れず比較貸借対照表にのみに表れるとした場合に、財務諸表の利用者がこれらの価値変動を見逃してしまう恐れがあると、このことに関心をもった。その結果、FASBは、『その他の包括利益』と呼ばれる新しいカテゴリーに、損益計算書を經由せずに貸借対照表に計上されるそれら未実現利得損失を開示するよう企業に求めるようになった。]¹¹

さらに未実現利益を損益計算書に計上することになると、経営者報償契約に差し障りをもたらす。企業は、経営者報償などの契約過程を最適にするために、これまで未実現利益を損益計算書から排除してきた。そのために財務諸表は、「ダーティ・サープラス」とならざるを得ない。この点を指摘して、ホルトハウゼンとワッツは、「一般にアングロ・アメリカンの会計は、クリーン・サープラスによっては特徴づけられない」として、「ダーティ・サープラス」は、「アングロサクソン会計の長期にわたる特徴 (long-standing hall-mark)』であったとしている。

「財務諸表の異なった役割は、損益計算書と貸借対照表の連携においてダーティ・サープラスを不可避なものとし、その連携の性格を説明することが出来る。

FASBは、クリーン・サープラスを、業績測定と損益計算書に関する契約機能にもとづいた資本主権にもとづいて、正当化した。概念ステイトメント(SFAC)第5号、パラグラフ35において、クリーン・サープラス政策の目的は、『損益計算書において損失(もしくは利益)を裁量的に省略するのを避け、業績や資本主権を正当化出来ないほどに好ましく見せかけようとするのを排除

11 Stickney, Clyde P. and Roman L. Weil, *Financial Accounting: An Introduction to Concepts, Methods, and Uses*, Ninth Edition, 2000, p.674.

するためである』と述べている。しかしながら業績のより良好な測定は、特定の利得や損失を計上せず、とりわけ経営者がうまくコントロールできない事項を排除することによって生じる。現代のダーティ・サープラス項目のほとんどは、そのような性質のもの（例えば市場性をもった有価証券の未実現利得損失や外貨換算修正の変動額、過去勤務用役原価を越える未認識の年金債務のごとき）にマッチするものである。ダーティ・サープラスは、SEC 成立以前における合衆国において存在し、合衆国以外のアングロ・アメリカンの会計諸国において、今日なお存在し、同様の性質をもち、純利益から排除されている。例えば、合衆国においてSEC 成立以前に、資産の評価上げによる未実現利益は、純利益ではなく剰余金に計上されるか、無形資産と相殺されるか、累積欠損と相殺されるかしていた。今日のオーストラリアやイギリスの資産の評価上げは、いまだに損益計算書ではなく持分に計上されている。

ダーティ・サープラスの程度は、多くの場合、大規模である。Lo と Lys は、包括利益（クリーンサープラス）と GAAP 純利益の差額が包括利益にしめる割合（1962年から1997年まで）を、ダーティ・サープラス額として推定した。その調査において、わずか0.40パーセントがメディアン偏差であり、ミーンは15.71パーセント、その年の企業数の14.4パーセントが包括利益のうち10パーセント以上をダーティ・サープラスとしていることを、彼らは見出した。これらの観察は、契約のパーспекティブから効率的な会計選択がなされるためにダーティ・サープラスとなる、という見解に一致している。このことはクリーン・サープラスを課す試みが、同じ位に強く契約利害関係者の抵抗にあっていていることを示している。

FASB ステイトメント第130号の実行は、クリーン・サープラスに抵抗する契約利害関係者の利害と一致している。本ステイトメントは、包括利益の開示を求め、もしそれが損益計算書のボトムラインであれば、クリーン・サープラスとなる。しかしながら、本ステイトメントは、包括利益が現れる財務諸表を特定していない。予備的な調査では、一般に持分変動計算書に開示されることが判明している。このように、実務では剰余金はおももダーティである。

要約すると、ダーティ・サープラスの性質は、財務諸表の多目的役割の存在、

とりわけ貸借対照表と損益計算書が異なった役割を達成するものであること、このことによって説明できる。財務諸表の多様な役割からして、ダーティ・サープラスは、二つの財務諸表の連携にあたって不可避なものとなる。借入れ資本調達における貸借対照表の役割からすれば、貸借対照表は財産や市場性をもった有価証券のような資産の時価を反映することになる。しかしながらこれらの資産価値の変動は、経営者のコントロールが及ばないものと見なされ、報償やモニタリング目的に用いられる業績測定（純利益）から排除されることになる。]¹²

このように現実の会計においては、「ダーティ・サープラス」は不可避なものとなる。包括利益計算書は、未実現利益などの損益項目を純利益に算入させることなく、「その他の包括利益」に組み入れることによって、「ダーティ・サープラス」の現実を擁護した。

9. 歴史的パースペクティブからみた包括計算書

包括利益計算書は、制度論理と会計実務の現実の矛盾から生まれたものである。投資家の意思決定目的を主要な目標とする会計基準設定機関の制度論理においては、「クリーン・サープラス」が理想となる。しかし現実の会計実務における税とか経営者報償とか料金設定における会計の役割からすれば、会計実務は不可避的に「ダーティ・サープラス」となる。歴史的に見れば、「クリーン・サープラス」は会計基準設定の論理としては成立し得ても、現実の会計実務において「ダーティ・サープラス」が支配していた。

会計基準設定の制度論理は、包括主義の建前を主張する。この建前は、現実の会計実務における「ダーティ・サープラス」が拡大する段階で、再三確認されている。1930年を前後とする固定資産の評価上げと評価下げにより、損益計算書を経由しない持分修正の会計実務が一般化すると、これを廃止しようとし

12 Holthausen, Robert W., and Ross L. Watts. The Relevance of the Value-relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting, *Journal of Accounting and Economics* 31 (2001) pp.47~49.

て、近代会計モデルのもとでの包括主義が主張された。また特別事項項目が拡大し、剰余金との相殺や、純利益に算入させまいとする「ダーティ・サープラス」が一般化すると、特別事項を限定し、それ以外のものを継続的な営業利益に算入させ「クリーン・サープラス」を維持しようとする。このような歴史過程をみると、制度上は「クリーン・サープラス」の建前を維持しようとする努力が見られる。しかしながら近代会計モデルから現代会計モデルへの歴史的転換が生じると、未実現の利益の計上の可能性が拡大し、この条件の下では、「ダーティ・サープラス」の現実、そのものとして認めなければならない。

FASBは、包括利益計算書を設け、これまで持分修正項目として計上されていた「ダーティ・サープラス」事項を、「その他の包括利益計算書」に組み込ませ、それらが「包括利益」の一部であると意味づけ、「クリーン・サープラス」の外貌を守った。しかし「その他の包括利益」に含められるものは、損益計算書の純利益に組み入れない。純利益計算から排除される。包括利益計算書のもとで、制度上の外形は包括主義を守り、「クリーン・サープラス」が維持されているかのような体裁を保っている。その実、これまで持分修正事項とされていたものは、損益計算からも排除され、「ダーティ・サープラス」の実態は、擁護されている。包括利益計算書は、この矛盾を解決する財務諸表の形式である。

このような包括利益計算書は、会計基準設定の建前の論理と、財務諸表が果たす経済的な役割との相違から生まれた。会計基準設定の建前としては、包括主義を守り、投資家の意思決定に供される財務諸表のための基準を設定しようとする。しかし財務諸表の役割は、投資家の意思決定目的が主ではない。税や配当、料金、経営者報酬を合理化する役割がある。とすれば未実現利益を純利益に算入させるような方向は出来るだけ抑止しようとする。包括利益計算書は、制度的建前の論理を守る外貌を取りながら、その実、会計の経済的社会的機能を合理化せんとする、財務諸表の形式である。